第三次産業（高年齢労働者）における
転倒・腰痛の労働災害防止説明会を開催しました

令和８年９月末現在、宇部労働基準監督署管内において、第三次産業で発生した休業４日以上の労働災害は全産業の５０％を占めています。また、全産業の災害の中で一番多い災害種別は転倒災害ですが、転倒災害の６４％は第三次産業で発生しています。さらに被災者が６０歳以上の高年齢労働者である災害は第三次産業で多く発生しており、全産業の６６％を占めている現状があります。

このように、第三次産業においては転倒災害が多発していることに加え、高年齢労働者の被災割合も高い状況にあることから、令和８年１０月１９日、宇部労働基準監督署は（独）労働者健康安全機構山口産業保健総合支援センターとの共催により、第三次産業を中心とした高年齢労働者の転倒・腰痛の労働災害防止を目的とする説明会を開催しました。

説明会では、高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）について説明したほか、同センターの相談員（理学療法士）から、転倒・腰痛予防体操の実演を交えながら、身体機能の維持・向上などのソフト面の対策について説明がなされました。





ＳＴＯＰ！転倒災害

エイジフレンドリー指針

ＳＡＦＥアクション